

## 生きている豚及び豚肉等の令和元年度(平成31年度)における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第7項の規定に基づき、令和元年度(平成31年度)の初日から令和2年2月29日までの豚肉等の輸入数量及び同条第1項に規定する第1項に係る協定対象外輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び同条第2項ただし書に規定する第2項に係る協定対象外輸入数量を下記のとおり公表する。

### 記

#### ○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置(関税暫定措置法第7条の6第1項)

品名	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
	下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
豚肉等	1,089,808 トン	895,434 トン	194,374 トン
	6,610 トン	11,130 トン	超過済

#### ○生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量に基づく特別緊急関税(関税暫定措置法第7条の6第2項)

品名	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
	下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
生きている豚及び豚肉等	960,648 トン	895,462 トン	65,186 トン
	5,410 トン	11,133 トン	超過済

#### 【備考】

- ・「生きている豚」及び「豚肉等」は、関税暫定措置法第7条の6第1項に規定する物品。
- ・各協定対象外輸入数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の譲許適用物品及び締約国産物品の輸入数量を控除した数量。
- ・関税の緊急措置について、輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第2号に規定する「第2号に係る輸入基準数量」及び「第2号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ・輸入数量に基づく特別緊急関税について、輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同条第2項に規定する「第2項に係る輸入基準数量」及び同項ただし書に規定する「第2項に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ・関税の緊急措置及び輸入数量に基づく特別緊急関税の発動条件は、それぞれ輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。